

答 申 第 8 2 号  
令和3年2月10日

津市長 前葉 泰幸 様  
(実施機関：健康づくり課)

津市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 村 田 裕

諮問案件について (答申)

令和3年2月2日付け津市健第1998号で諮問のあった個人情報の外部提供(以下「本件外部提供」という。)について、当審査会の意見は、下記のとおりです。

#### 記

本件外部提供は、実施機関において、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種業務を円滑に進めるため、当該ワクチン接種業務委託受注者(以下「受注者」という。)によるインターネットを利用したワクチン接種予約システムを導入し、受注者に対して、このシステムを運用していく際に必要となる接種対象者の個人情報を、「接種券番号」及び「生年月日」に限り提供しようとするものである。

現在のコロナ禍においては、市民に対するワクチンの円滑な接種が求められるところであるが、本件外部提供を行わずシステムを運用した場合、市民によるシステムへの誤入力等があれば、システム入力段階において、正誤の判定が出来ないままに事務は進められ、接種当日の段階で本人確認が出来ない等の事象が判明し、その結果、誤入力を行った市民のワクチン接種が出来なくなる等、業務の適正な遂行に支障が生ずる恐れがあると考えられ、本件外部提供により業務を進めることは、公益上必要であると認められる。

また、実施機関が提供する個人情報について「接種券番号」及び「生年月日」に限定するものであれば、仮に民間事業者において、サーバー攻撃等の事故により、それらを漏えいさせたとしても、それだけでは個人の特定に至るものとは考え難い。

したがって、本件外部提供に係る個人情報を「接種券番号」及び「生年月日」に限定するものであれば、本件外部提供は、公益上必要なものであると考える。